

# 環境影響評価の参考項目について

令和6年10月16日(水)

熊本市環境政策課

# 目次

- 1 環境影響評価の参考項目の設定方針
- 2 他自治体の環境影響評価の参考項目
- 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

# 1 環境影響評価の参考項目の設定方針

## (1) 環境影響評価の参考項目

事業者が環境影響評価を行うときに、原則として環境影響評価を求める項目のことであり、「影響要因」と「環境要素」の区分に応じて、あらかじめ設定するもの。

### ① 影響要因の例

工事の実施	・建設機械の稼働・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・掘削の工事 ・工事用道路等の設置・切土工等又は既存の工作物の除去など
土地又は工作物の存在及び供用	・施設の稼働・道路の存在・自動車の走行・地形改变及び施設の存在 ・事業の立地・建設発生土処理場の跡地の存在など

### ② 環境要素の例

(自治体独自で設定の場合もあり)

影響を受ける  
環境要素を選定

大気環境	・大気質(窒素酸化物、硫黄酸化物、粉じん等)・騒音・振動など
水環境	・水象(流量、流速等)・水質(水の濁り)・地下水(水位、流向等)など
土壤環境 等	・地形及び地質(重要な地形及び地質)・その他の環境要素など

上記のほか、一般的には、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物、文化財等が対象。

影響要因に基づき、環境影響が必要な環境要素を「参考項目」として設定

# 1 環境影響評価の参考項目の設定方針

## (2) 環境影響評価の参考項目の例

熊本県の技術指針では、対象事業(計20事業)ごとに下表のとおり参考項目を設定している。事業者は実施しようとする対象事業の参考項目を踏まえて、環境影響評価を行うこととなる。

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

※ 熊本県環境影響評価技術指針から引用

① 影響要因の区分		大気環境					水環境			土壤に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素							
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量流速等	水の濁り	水位流向等	重要な地形及び地質							
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○												
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○												
	切土工等又は既存の工作物の除去							○				○	○	○			○	
	工事施工ヤードの設置							○			○		○	○	○			○
	工事用道路等の設置							○			○		○	○	○		○	○
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改变)						○		○	○	○		○	○	○	○		○
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改变)						○				○							
	自動車の走行	○	○		○	○	○											

# 1 環境影響評価の参考項目の設定方針

## (3) 環境影響評価の参考項目の役割

対象事業ごとに参考項目を設定することで、事業者に対してあらかじめ一定の項目に対して環境影響の回避・低減等を求めることができる。

事業者は、参考項目を勘案しつつ、対象事業の事業特性や周辺環境の地域特性を踏まえながら、環境影響評価項目を選定することとなる。

### < 環境影響評価項目の選定の流れ >

#### 参考項目の確認

- **原則、参考項目は環境影響評価項目として選定**
- ただし、次の場合は参考項目の選定は不要
  - ・参考項目に関する環境影響が極めて小さい
  - ・参考項目の環境影響を受ける地域等が存在しない

※ 選定しない場合は理由を記載しなければならない。

#### 事業特性を踏まえた検討

#### 地域特性を踏まえた検討

#### <事業特性を踏まえた参考項目の例>

- ・工場、事業場の稼働による悪臭物質の発生のおそれ  
⇒ **悪臭を追加** (一般的な事業では参考項目に未設定。)

#### <地域特性を踏まえた参考項目の例>

- ・学校、病院、住居等に近いスポーツ施設等の設置  
⇒ **騒音・振動を追加** (一般的な事業では参考項目に未設定。)

#### 環境影響評価項目の選定

# 1 環境影響評価の参考項目の設定方針

## (4) 本市の参考項目の基本的な考え方

熊本県では、国の参考項目を基本としつつ、下表のとおり環境要素に「文化財」を加え、県下の重要な環境要素である「水環境」を中心に拡充した構成となっている。

→ 県の参考項目を基本としつつ、本市の地域特性を踏まえた参考項目を追加する。

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る環境影響評価項目(参考項目) ※ 熊本県環境影響評価技術指針から引用

① 影響要因の区分		大気環境					水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活 動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他 の環境要素							
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量流速等	水の濁り	水位流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との 触れ合いの活 動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働	◎		○	○	○												
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎		○	○	○												
	切土工等又は既存の工作物の除去							◎					◎	◎	◎		○	
	工事施工ヤードの設置							◎				○	○	○				◎
	工事用道路等の設置							◎									◎	◎
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改变)						◎		◎	○		○	○	○	○	○		◎
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改变)						◎			○								
	自動車の走行	○	○	○	○	○												

◎ 熊本県が独自で設定している参考項目 ○ 国が設定している参考項目

## 2 他自治体の環境影響評価の参考項目

### (1) 他自治体の特徴的な参考項目

各政令指定都市に加え、地域的な特色を踏まえ、九州各県の特徴的な参考項目を取りまとめた結果は次のとおり。

参考項目		対象事業	採用自治体※
コミュニティ	コミュニティ施設等	道路、鉄道、軌道、最終処分場、下水処理施設、面整備事業、工場・事業場 など	さいたま市 川崎市 など
安全	危険物等の安全性の確保	鉄道、軌道、電気工作物、工場 など	さいたま市 など
	火災、爆発、化学物質の漏洩等	電気工作物、ごみ・下水処理、工場	川崎市 など
地域交通	自動車交通	道路、鉄道、軌道、飛行場、電気工作物、し尿・下水処理、面整備、工場 など	さいたま市 など
	バス等の公共交通		
	歩行者・自転車交通	道路、鉄道、軌道、電気工作物、ごみ処理、埋立・干拓、下水処理、工場 など	さいたま市 川崎市 など
	交通安全、交通混雑		
	地域分断	道路、鉄道、軌道	川崎市
緑	緑の質	ごみ処理、埋立・干拓、下水処理、工場 など	川崎市
	緑の量	鉄道、軌道、飛行場、埋立・干拓、土地区画、工業・住宅団地、工場 など	仙台市、千葉市 相模原市 など
その他	光害	その他の造成 など	宮崎県
	風害	道路、鉄道、軌道、 <b>大規模建築物</b>	札幌市、川崎市 大阪市 など
	電波障害	道路、鉄道、軌道、飛行場、 <b>大規模建築物</b> 、電気工作物 など	札幌市、川崎市 大阪市 など

※ 採用自治体の中には、対象事業まで定めていない自治体もある。

## 2 他自治体の環境影響評価の参考項目

### (2) 本市の参考項目への追加の検討

#### 参考項目の留意点

- 参考項目…原則、事業者が環境影響評価を実施しなければならない項目となる。  
⇒ 参考項目として設定すべきか慎重に判断する必要がある。

#### ① コミュニティ

採用自治体:さいたま市、川崎市、相模原市、堺市（計4市）

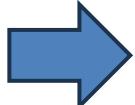
人口が密集する大都市におけるコミュニティ施設の分断や既存のコミュニティ施設に対する影響を予測する項目である。

#### ② 安全

採用自治体:さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、堺市（計7市）

工業地帯や大規模な商業施設などの存在により、ガス爆発や有害物質の漏洩など事故の発生が潜在的リスクとなることから、安全性確保のための項目である。

①及び②は、大都市特有の項目であり、本市の参考項目へ追加の必要性は低い



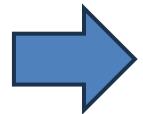
## 2 他自治体の環境影響評価の参考項目

### (2) 本市の参考項目への追加の検討

#### ③ 光害

採用自治体:宮崎県(計1市)

人工光の配慮に欠けた使用や漏れ光によって良好な光環境が阻害されている状況やそれらによる悪影響のことであり、事業実施に伴う光環境への影響を評価する項目である。



熊本県の生活環境保全条例で対応可能であるため、追加の必要性は低い

※ 熊本県生活環境の保全等に関する条例第88条で「屋外照明設備の設置者の責務」として光害の防止に努めなければならないと規定

① コミュニティ、② 安全、③ 光害については、対象事業の事業特性や周辺環境の地域特性に応じて、個別の事業ごとに環境影響評価の必要性を判断する。

#### 本市の参考項目の検討について

「地域交通」、「緑」、「電波障害」、「風害」の項目については、本市の課題や施策とも合致するため、参考項目への追加を検討する。

# 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

## (1) 「地域交通」の追加の検討

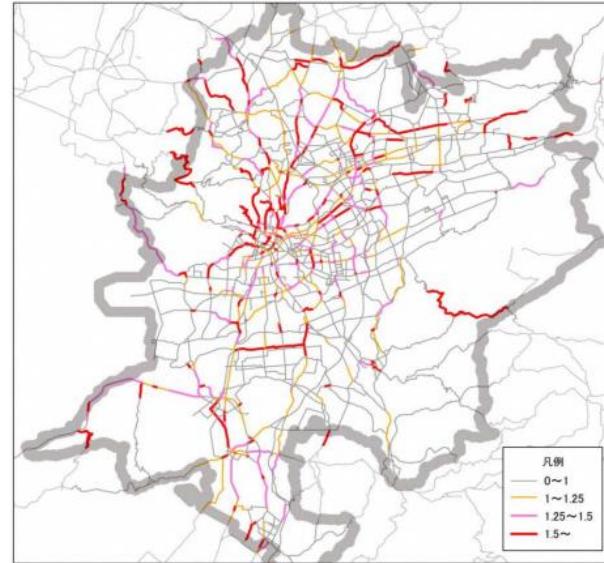
### ○ 本市の「地域交通」の課題

- 市街地部や放射環状道路上においては、朝のピーク時間帯などに交通渋滞が恒常化

熊本都市圏都市交通マスターplan(平成28年3月、熊本都市圏総合交通計画協議会)

- 本市は主要渋滞箇所数が三大都市圏を除く政令指定都市で最も多い

熊本市道路整備プログラム(令和2年3月、熊本市)



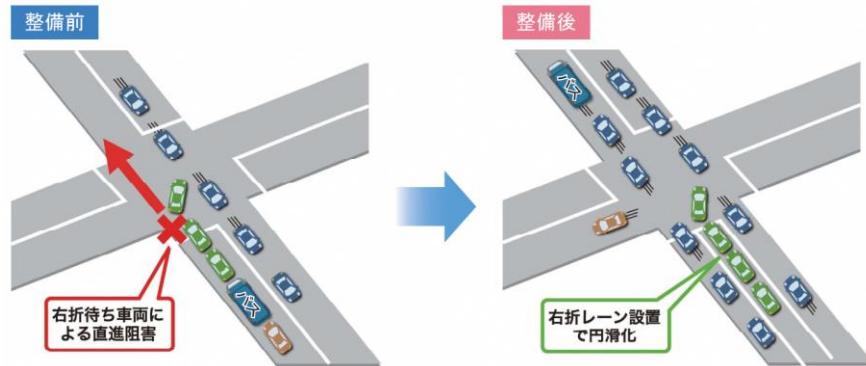
出典:熊本地域公共交通計画

### ○ 本市の渋滞対策

- 交差点改良
- 既存道路空間を活用した渋滞対策
  - ・区画線の見直し
  - ・路面標示
  - ・右折滞留長の確保

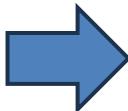
熊本市道路整備プログラム(令和2年3月、熊本市)

<交差点改良イメージ>



出典:熊本市道路整備プログラム(令和2年3月、熊本市)

特に中心市街地や交通渋滞が恒常化している地域での交通対策が重要



# 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

## (1) 「地域交通」の追加の検討

### ○ 「地域交通」に関する環境影響評価の例

調査	予測	( 環境保全措置 )	評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域交通の状況</li><li>・地形等の状況</li><li>・土地利用の状況</li><li>・道路等に係る計画等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業による地域交通への変化(交通量、交通流等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通勤時間のタイムシフト</li><li>・出入口の分散化</li><li>・適切な台数の駐車場の確保など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通量の増加による地域交通への影響を踏まえて、回避・低減を評価</li></ul>

交通混雑の予測地点※



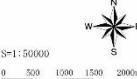
現状の地域交通の状況を踏まえながら、事業実施による地域交通への影響を予測し、環境保全措置を検討する。

交通混雑度の予測結果※

区分	予測地点	車線(流入部)	将来	将来	将来一般交通量と
			一般交通量	交通量	将来交通量の差
平日	アクセス 交差点	A(西)	左折・直進	0.425	0.005
			右折・直進	0.388	0.003
		B(東)	左折・直進	0.371	0.005
			右折・直進	0.350	0.002
		C(北)	直進・左折・右折	0.152	0.000
		D(南)	直進・左折・右折	0.094	0.000

事業による交通混雑等を回避・低減することが、本市の渋滞対策に資するため、「地域交通」を参考項目に追加する。

※ 予測のイメージであり、実際の環境影響評価結果ではありません。



# 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

## (2) 「緑」の追加の検討

本市では、「第8次総合計画(令和6年3月策定)」で都市の形成方針として、中心市街地や地域拠点をはじめとした緑の創出に努め、「森の都くまもと」の復活と定着を掲げている。



また、「緑の基本計画(令和3年3月改訂)」の中で、右記の4つの基本方針を掲げ、「森の都」の実現に向け取組を推進している。

この計画の中では、緑の「量」の確保とともに、緑の持つ多面的な機能や効用(緑による景観、季節感、緑影、安全性など)である緑の「質」の向上を図ることとしている。



本市の「森の都」の実現に向けて  
緑の「量」と「質」の充実が重要

### 基本方針

#### 1【緑を守る】豊かな自然の保全・共生

金峰山等の山々、植木や阿蘇の西麓から連なる台地、白川、緑川等の河川、江津湖の水辺、有明海に面する海岸線等によって構成される自然や、市街地周辺の田園、鎮守の森等の大目に守られてきた身近な自然、緑を保全します。

また、水源かん養域の保全や生物多様性の確保を図ることによって、郷土の貴重な財産である水と緑、自然を次世代に継承する、「森の都」における人と自然環境の共存、共生を図ります。



#### 2【緑を育む】緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出

熊本城をはじめとする様な歴史や文化的景観を守りつつ、多様な主体との協働により、公施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進します。

中心市街地や地域拠点では緑化を推進し、賑わいとうるおいに満ちた魅力ある市街地を形成することによって、ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整え、「森の都」の顔となるまちの魅力を創出します。



#### 3【緑を活かす】様々な機能を持つ緑の活用

公共施設や街路樹等の緑の活用により、良好な景観の形成、都市環境の維持・改善、安全性の向上を図ります。特に、公園は、官民連携による運営・維持管理を推進し、誰もが利用しやすくなる災害時に役に立つ地域コミュニティ活動の場とします。

森林等の緑は様々なレクリエーションの場、都市緑地や河川敷は、緑を身近に感じられる場所にするなど、「森の都」の多様な緑が持つ、様々な機能の活用を図ります。



#### 4【緑を繋げる】緑を支える人づくり・組織づくり

緑のイベントや緑化に関する広報、情報発信を行い、緑に親しむ人を増やします。また、全国都市緑化くまもとフェアを契機とし、市民活動団体の活動や企業の社会貢献活動等に対する支援や、緑化活動のリーダーの育成を行い、誰もが気軽に緑化や維持管理に参加できる仕組みをつくります。

このような市民との参画と協働の取組により、「森の都」を支える人づくり・組織づくりを行います。



# 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

## (2) 「緑」の追加の検討

### ○ 「緑」に関する環境影響評価の例

調査	予測	（環境保全措置）	評価
・緑の量 ・緑の質	・緑被率の変化 ・植栽予定樹種の構成	・良好な緑化空間の創出 ・既存の樹木と多様な緑の創出 など	・地域の計画や指針等で示す緑化方針を踏まえて評価

緑化計画※ 現状の緑の量を踏まえながら、事業実施による緑被率への影響を予測し、環境保全措置を検討する。



緑被率※

区分	緑化計画
A:敷地面積	約5.9ha
B:緑化面積	約1.2ha
C:緑化面積率(緑被率)	約20.3%
D:目標値(緑化面積)	20%
目標値(D)の達成状況	達成(C>D)

事業ごとに緑の量と質の対策を求めることで、「森の都」の実現に資するため、「緑」を参考項目に追加する。

(これにより、環境へのプラスの効果も期待できる。)

※ 予測のイメージであり、実際の環境影響評価結果ではありません。

### 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

#### (3) 「風害・電波障害」の追加の検討

本市では、環境影響評価の対象事業として、「大規模建築物(高層建築物)」を設定することとしているが、各自治体では、風害や電波障害(受信障害)といった環境影響を受けるおそれがあるため、これらを参考項目として設定している。

##### ○ 「風害」に関する環境影響評価の例

調査	予測	( 環境保全措置 )	評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の風の状況(上空風、地表付近の風向・風等)</li><li>・周辺の建築物の状況等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平均風向、平均風速、最大風速等の風の変化の程度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物等の形状・配置</li><li>・防風植栽</li><li>・防風ネット・防風フェンス</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・風環境評価尺度等を踏まえた評価</li><li>・風環境評価基準と対比</li></ul>

##### ○ 「電波障害」に関する環境影響評価の例

調査	予測	( 環境保全措置 )	評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・電波の送受信状況</li><li>・高層建築物及び住宅等の分布状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物等の形状、配置</li><li>・電波吸収材の取り付け</li><li>・共同受信設備の設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・受信画質の評価基準(日本放送協会)等</li></ul>

周辺地域の風環境を回避・低減し、電波の送受信環境を維持することで、市民の快適な生活環境を築くため、「風害・電波障害」を参考項目に追加する。

### 3 本市の環境影響評価の参考項目(案)

#### (4) 本市の環境影響評価の参考項目(案)

- ・ 熊本県の環境影響評価の参考項目に加え、「地域交通」、「緑」、「風害」、「電波障害」を参考項目に追加する。
- ・ 第4回検討委員会で、対象事業ごとに「地域交通」、「緑」、「風害」、「電波障害」の参考項目の追加と参考手法の検討を行う。

<今後の検討イメージ>

- ① 各政令指定都市や九州各県が「地域交通」、「緑」、「風害」、「電波障害」について環境影響評価を求めている対象事業を整理。
- ② 上記で整理した結果と本市の下表で示した対象事業を比較・整理し、対象事業ごとに参考項目の追加の必要性を検討。
- ③ また、各自治体の大規模建築物や複合事業の参考項目と新たに追加する参考項目の参考手法を調査し、本市の技術指針に反映する。

本市の環境影響評価の対象事業(計22事業)

1	道路	2	ダム等	3	鉄道・軌道	4	飛行場	5	発電所
6	最終処分場等	7	公有水面埋立等	8	土地区画整理事業	9	新住宅市街地	10	工業団地
11	新都市基盤整備	12	流通業務団地	13	住宅団地造成	14	農用地造成	15	スポーツ施設等
16	終末処理場	17	工場・事業場	18	豚房施設	19	岩石採取等	20	その他造成
21	大規模建築物	22	複合事業						